

第121期

定時株主総会 招集ご通知

日時

2024年6月20日（木曜日）
午前10時（開場午前9時）

場所

島根県松江市殿町158番地
島根県民会館（大ホール）

目次

■ 第121期定時株主総会招集ご通知	1
■ インターネット等による議決権行使のご案内	4
（株主総会参考書類）	
■ 第1号議案 剰余金の処分の件	6
■ 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）8名選任の件	7
■ 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額改定の件	18
■ 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する株式報酬額改定の件	21
■ 第121期事業報告	24
■ 計算書類	49
■ 連結計算書類	51
■ 監査報告書	53
■ 株主総会会場ご案内略図	

（末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。）

- 当日ご来場いただけない場合は、事前に書面又はインターネット等による議決権行使をご検討くださいますようお願い申し上げます。また、株主総会の模様をご視聴いただけるよう、議場映像をインターネットにて同時配信するとともに、後日録画した動画を当行ウェブサイト（株主総会ページ）に掲載させていただきます。
- ご来場株主様へのお土産はありません。

2024年5月30日
(電子提供措置の開始日 2024年5月23日)

株主の皆様へ

島根県松江市魚町10番地
株式会社山陰合同銀行
取締役頭取 山 崎 徹

第121期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

はじめに、本年1月に発生した令和6年能登半島地震により、被災された皆様には心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧、復興を心よりお祈り申し上げます。

さて、当行**第121期定時株主総会**を開催いたしますので、下記のとおりご通知申し上げます。

なお、当日出席されない場合は、インターネット又は書面により議決権を行使いただけますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年6月19日(水曜日)午後5時15分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

また、会場以外でも当日の株主総会の模様をご視聴いただけるよう、議場映像をインターネットで同時配信いたします。詳しくは、同封の別紙「インターネットによるライブ配信のご案内」をご確認ください。

敬具

記

1. 日 時 2024年6月20日(木曜日) 午前10時(開場午前9時)
 2. 場 所 島根県松江市殿町158番地 **島根県民会館(大ホール)**
 3. 株主総会の目的事項
報告事項
 1. 第121期(2023年4月1日から2024年3月31日まで) 事業報告および計算書類報告の件
 2. 第121期(2023年4月1日から2024年3月31日まで) 連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)8名選任の件
 - 第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬額改定の件
 - 第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)に対する株式報酬額改定の件

4. 議決権行使についてのご案内

当日ご出席による 議決権行使



当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

開催日時

2024年6月20日（木）
午前10時

書面による 議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、下記の行使期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2024年6月19日（水）
午後5時15分到着分まで

インターネット等による 議決権行使



議決権行使ウェブサイト (<https://www.e-sokai.jp>) にアクセスしていただき、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2024年6月19日（水）
午後5時15分まで

詳細は4頁から5頁をご覧ください。

● 重複行使の取扱い

書面およびインターネット等による議決権行使を重複して行われた場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。

また、インターネット等による議決権行使を複数回行われた場合は、最後の議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。

5. 電子提供措置についてのご案内

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の当行ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

当行ウェブサイト

<https://www.gogin.co.jp/ir/stocks/meeting/>



また、電子提供措置事項は、当行ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=show>



こちらからご確認される場合は、東証ウェブサイトへアクセスいただき、当行名または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を順に選択のうえ、ご確認ください。

6. その他本招集ご通知に関する事項

本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたしますが、次の事項につきましては、法令および定款第16条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。なお、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査等委員会および会計監査人が監査をした書類の一部であります。

- ①事業報告の「当行の新株予約権等に関する事項」
- ②事業報告の「業務の適正を確保する体制」
- ③計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」
- ④連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

7. 株主総会会場へのご来場に際してのご案内

- お体が不自由な又は障がいのある株主様におかれましては、ご要望に応じて、ご同伴の方や補助犬のご入場、席への誘導、車椅子のサポート、筆談のサポート、手話通訳者の同席等のお手伝いをさせていただきますので、受付にてお申し出ください。
- 株主総会会場での撮影、録画、録音、SNS等での投稿等のご遠慮ください。
- ご来場株主様へのお土産はありません。

以上

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当行の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。なお、スマートフォンをご利用の方は同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

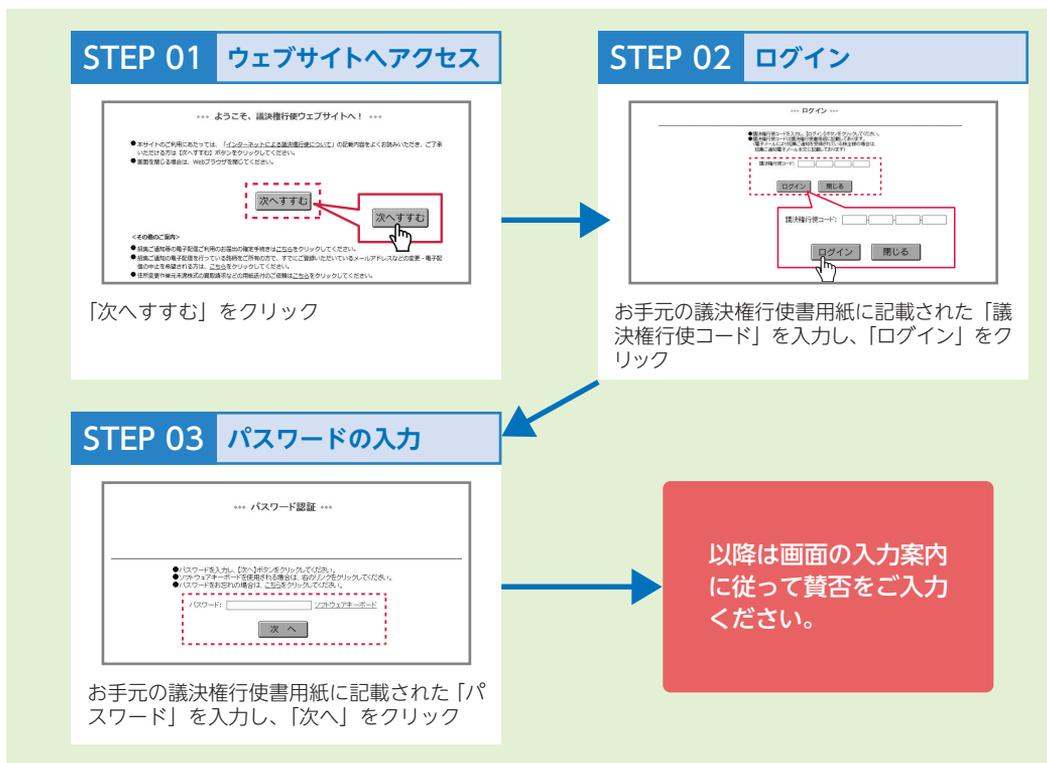
インターネット等による議決権行使期限

2024年6月19日(水) 午後5時15分まで

議決権行使ウェブサイト

<https://www.e-sokai.jp>

「議決権行使ウェブサイト」による方法



！ ご注意事項

- インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、PROXYサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によって、ご利用できない場合もございます。
 - 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（プロバイダー接続料金・通信料金等）は、すべて株主様のご負担となります。
- また、スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合がありますので、ご了承ください。

「スマート行使」による方法

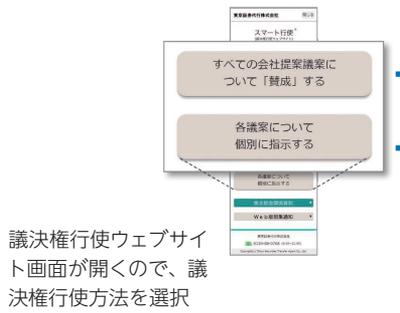
「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

STEP 01 QRコードを読み取る



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取る

STEP 02 議決権行使方法を選択



議決権行使ウェブサイト画面が開くので、議決権行使方法を選択

STEP 03 各議案の賛否を選択



画面の案内に従って
行使完了です。

※上記方法での議決権行使は1回に限ります。

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」を入力ください。

パソコンなどの
操作方法に関する
お問い合わせ先

株主名簿管理人 日本証券代行(株)代理人部ウェブサポート専用ダイヤル

電話 **0120-707-743** (フリーダイヤル)

受付時間 9:00～21:00 (土曜・日曜・祝日も受付)

議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様(常任代理人様を含みます。)につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当行株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、内部留保の充実を図りつつ、株主の皆様への積極的かつ安定的な利益還元を実施していく基本方針に基づき、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

配当につきましては、利益成長を通じた累進的な配当を行う方針としております。これに基づき、当期の期末配当は1株当たり21円00銭とし、中間配当を含めた年間配当は1株当たり39円とさせていただきたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当に関する事項およびその総額

当行普通株式1株につき21円00銭

総額 3,241,965,489円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2024年6月21日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目およびその額

別段積立金 5,000,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 5,000,000,000円

株主総会参考書類

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）8名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役を除く）全員（7名）が任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く）8名の選任を願いたいと存じます。社外取締役を1名増員し社外取締役の比率を高めるとともに、取締役会の多様性の更なる向上を図ることで、取締役会の機能強化を目指してまいります。

候補者の選定にあたっては、委員の過半数を社外取締役で構成する指名・報酬委員会の審議を経て、取締役会にて決定しております。

なお、本議案につきましては、監査等委員会で検討がなされましたが、会社法の規定に基づき陳述すべき特段の事項はございませんでした。

取締役（監査等委員である取締役を除く）の候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の当行における地位	取締役会 出席状況
1	やま さき とおる 山 崎 徹 再任	取締役頭取	100% (12回/12回)
2	よし かわ ひろし 吉 川 浩 再任	取締役専務執行役員	100% (12回/12回)
3	よし おか さわ こ 吉 岡 佐和子 新任	専務執行役員	-
4	いく た ひろ ひさ 生 田 博 久 新任	専務執行役員	-
5	くら つ やす ゆき 倉 都 康 行 再任 社外 独立	取締役	100% (12回/12回)
6	ご とう やす ひろ 後 藤 康 浩 再任 社外 独立	取締役	100% (12回/12回)
7	もと い ち え 本 井 稚 恵 再任 社外 独立	取締役	100% (12回/12回)
8	グレアム・デイビッド・ナウド Graeme David Knowd 新任 社外 独立		-

(注) 現在の当行における地位は、株主総会参考書類作成時点のものを記載しております。

株主総会参考書類



生年月日

1958年8月20日

取締役会出席状況

100%
(12回/12回)

所有する当行の株式数

43,000株

候補者
番号

1

やま さき
山 崎

とある
徹

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1982年4月	当行入行	2014年6月	常務執行役員
2006年6月	米子西支店長	2015年6月	取締役専務執行役員
2009年6月	営業企画部長	2018年6月	取締役副頭取執行役員
2012年6月	執行役員経営企画部長	2020年6月	取締役頭取（現任）

(現在の担当)
人事

取締役候補者とした理由

営業企画部長、経営企画部長等の重要な役職を歴任するなど、豊富な業務知識と業務経験を有し、銀行業務全般に精通しております。2015年6月からは取締役を務め、経営の重要事項を適切に判断し、当行の企業価値向上に貢献してきました。2020年6月からは取締役頭取として、厳しい経済情勢において地域経済と経営環境を俯瞰した立場から迅速かつ合理的な判断力を発揮して当行の経営をリードし、業務執行を統括しております。引続き、取締役頭取として経営理念の実現に向けて組織を動かす求心力を発揮し、創造・改革を押し進めながら、当行の健全性の維持、中長期的な企業価値の向上に貢献できる人物と判断し、取締役候補者としております。



生年月日

1966年2月23日

取締役会出席状況

100%
(12回/12回)

所有する当行の株式数

9,800株

候補者
番号

2

よし かわ
吉 川

ひろし
浩

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1989年4月	当行入行	2019年6月	執行役員米子支店長
2008年4月	米子支店次長	2020年6月	執行役員山陽営業本部長
2009年7月	姫路支店長	2021年6月	常務執行役員山陽営業本部長
2012年10月	阪神北支店長		
2015年6月	岡山支店長	2022年6月	取締役常務執行役員
2017年7月	米子支店長	2023年4月	取締役専務執行役員（現任）

(現在の担当)

経営企画、人事（副）、ソリューション営業、市場金融

取締役候補者とした理由

岡山支店長、米子支店長、山陽営業本部長等の重要な役職を歴任するなど、豊富な業務知識と業務経験を有し、銀行業務全般に精通しております。2022年6月からは取締役を務め、当行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行し、その職務・職責を十分に果たしてきました。引続き、銀行経営に関する知見および豊富な経験を生かし、当行の健全性の維持、中長期的な企業価値の向上に貢献できる人物と判断し、取締役候補者としております。

株主総会参考書類



生年月日

1967年2月10日

取締役会出席状況

—

所有する当行の株式数

5,200株

取締役候補者とした理由

米子西支店長、米子支店長、米子営業本部長等の重要な役職を歴任するなど、豊富な業務知識と業務経験を有し、銀行業務全般に精通しております。2022年6月からは執行役員、2024年4月からは専務執行役員を務め、当行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行し、その職務・職責を十分に果たしてきました。今後は、銀行経営に関する知見および豊富な経験を生かし、新しい視点から当行の健全性の維持、中長期的な企業価値の向上に貢献できる人物と判断し、新たに取締役候補者としております。

候補者
番号

3

よし おか さ わ こ
吉 岡 佐和子

新任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1987年4月	当行入行	2018年8月	米子西支店長
2013年4月	お客様サービス部調査役	2020年6月	米子支店長
2013年6月	福生出張所長	2022年6月	執行役員米子営業本部長
2015年6月	古志原支店長	2024年4月	専務執行役員鳥取営業本部長（現任）



生年月日

1965年8月24日

取締役会出席状況

—

所有する当行の株式数

11,000株

取締役候補者とした理由

松江駅前支店長、神戸支店長、リスク統括部長等の重要な役職を歴任するなど、豊富な業務知識と業務経験を有し、銀行業務全般に精通しております。2019年6月からは執行役員、2022年6月からは常務執行役員、2024年4月からは専務執行役員を務め、当行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行し、その職務・職責を十分に果たしてきました。今後は、銀行経営に関する知見および豊富な経験を生かし、新しい視点から当行の健全性の維持、中長期的な企業価値の向上に貢献できる人物と判断し、新たに取締役候補者としております。

候補者
番号

4

いく た ひろ ひさ
生 田 博 久

新任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1989年4月	当行入行	2020年6月	執行役員リスク統括部長
2011年7月	鳥取営業部副部長	2021年10月	執行役員DX推進本部長
2013年6月	松江駅前支店長	2022年6月	常務執行役員DX推進本部長
2015年6月	加古川支店長	2024年4月	専務執行役員DX推進本部長（現任）
2017年6月	神戸支店長		
2019年6月	執行役員神戸支店長		

(現在の担当)

DX推進、融資

株主総会参考書類



生年月日
1955年6月23日
取締役会出席状況
100%
(12回/12回)
所有する当行の株式数
5,500株

候補者
番号 **5** くら 倉 つ 都 やす 康 ゆき 行

再任 社外
独立

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1979年4月	株式会社東京銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）入行	2001年4月	リサーチアンドプライシングテクノロジー株式会社代表取締役（現任）
1996年4月	バンカース・トラスト マネージング・ディレクター	2007年2月	産業ファンド投資法人執行役員
1997年6月	チェース・マンハッタン・バンク マネージング・ディレクター	2007年3月	セントラル短資FX株式会社社外監査役（現任）
1998年6月	チェース証券会社東京代表兼務	2015年4月	株式会社国際経済研究所シニア・フェロー（現任）
		2018年6月	当行取締役（現任）
		2022年11月	株式会社エスポリア社外取締役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

国際金融分野における専門的な知見と国内外での金融業務における豊富な経験を有し、地元出身者として当行の地域特性も熟知しております。2018年6月に社外取締役に就任して以来、当行の経営に対し、様々な角度からの確かな助言、提言を行うなど取締役の職務・職責を適切に果たしてきました。引続き、専門的・実践的な視点から当行経営全般に対する助言・提言、ならびに客観的・中立的な立場での取締役会における意思決定機能、監督機能および牽制機能を期待できる人物と判断し、取締役候補者としております。

候補者との特別の利害関係について

倉都康行氏と当行の間には、特別の利害関係はありません。

その他の事項

倉都康行氏は、社外取締役候補者であります。なお、同氏の当行社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって6年間であります。

株主総会参考書類



生年月日

1958年9月18日

取締役会出席状況

100%
(12回/12回)

所有する当行の株式数

2,000株

候補者
番号

6

ごとう やす ひろ
後 藤 康 浩

再任

社外

独立

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1984年4月	株式会社日本経済新聞社入社	2005年4月	一般社団法人全国石油協会非常勤理事（現任）
1988年9月	同社バーレーン支局駐在	2008年3月	株式会社日本経済新聞社東京本社編集局アジア部長
1990年1月	同社欧州総局（ロンドン）駐在	2010年4月	同社編集委員
1992年9月	同社東京本社産業部	2016年4月	亜細亜大学都市創造学部教授（現任）
1997年9月	同社中国総局（北京）駐在	2017年6月	フォスター電機株式会社社外監査役
2000年9月	同社東京本社産業部編集委員	2020年6月	フォスター電機株式会社社外取締役（現任）
2002年3月	同社論説委員兼日経CNBCキャスター	2021年6月	当行取締役（現任）
2004年12月	独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（JOGMEC）業務評価委員（現任）	2021年12月	株式会社安藤・間顧問（現任）

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

新聞社において海外総局駐在員、論説委員、編集局アジア部長、編集委員等を歴任し、また現任の大学教授として産業構造分析、アジア経済、日本企業の海外進出等の分野で専門的な知見を有しております。2021年6月に社外取締役に就任して以来、当行の経営に対し、様々な角度からの確な助言、提言を行うなど取締役の職務・職責を適切に果たしてきました。引続き、専門的・実践的な視点から当行の経営全般に対する助言・提言、ならびに客観的・中立的な立場での取締役会における意思決定機能、監督機能および牽制機能を期待できる人物と判断し、取締役候補者としております。

候補者との特別の利害関係について

後藤康浩氏と当行の間には、特別の利害関係はありません。

その他の事項

後藤康浩氏は、社外取締役候補者であります。なお、同氏の当行社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって3年間であります。

株主総会参考書類



候補者番号 **7** もと い ち え **本 井 稚 恵**

再任 社外
独立

生年月日
1963年7月28日
取締役会出席状況
100%
(12回/12回)
所有する当行の株式数
0株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1987年4月	アーサー・アンダーセン (現 アクセンチュア株式会社) 入社	2011年4月	NPO法人GEWEL (ジュエル) 理事
1997年9月	同社シニアマネージャー	2011年4月	コンサルタント (企業における多様性推進、女性活躍支援)として独立 (現職)
2000年9月	同社エグゼクティブ・パートナー (公共サービス・医療健康本部所属)	2019年9月	横浜市長特別秘書
		2022年6月	当行取締役 (現任)

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

コンサルティング会社においてシニアマネージャー、エグゼクティブ・パートナーとして、多数のプロジェクトの責任者を務め、豊富な実務経験、専門的知見を有しております。また、女性の活躍支援にも力を注いでおり、多様性ある人材育成に関する知見・経験も豊富であります。2022年6月に社外取締役に就任して以来、当行の経営に対し、様々な角度からの確かな助言、提言を行うなど取締役の職務・職責を適切に果たしてきました。引続き、当行の健全性の維持、企業価値の向上のため、経営全般に対する助言・提言、ならびに客観的・中立的な立場での取締役会における意思決定機能、監督機能および牽制機能を期待できる人物と判断し、取締役候補者としております。

候補者との特別の利害関係について

本井稚恵氏と当行の間には、特別の利害関係はありません。

その他の事項

本井稚恵氏は、社外取締役候補者であります。なお、同氏の当行社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって2年間であります。

株主総会参考書類



生年月日

1969年5月3日

取締役会出席状況

—

所有する当行の株式数

0株

候補者
番号

8

グ レ ム ・ デ イ ビ ッ ド ・ ナ ウ ド
Graeme David Knowd

新任

社外

独立

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1997年9月	バンク・オブ・イングランドアナリスト	2008年6月	モルガン・スタンレー証券株式会社エグゼクティブ・ディレクター
1998年6月	英国金融庁アナリスト		
1999年3月	スタンダード・アンド・プアーズ株式会社アソシエイト	2012年6月	ムーディーズ・ジャパン株式会社マネージング・ディレクター
2000年11月	UBS証券株式会社ディレクター	2018年9月	Moody's Investors Service (現 Moody's Ratings) Singaporeマネージング・ディレクター
2005年9月	国際決済銀行 (BIS) マネージャー		
2006年7月	CLSA証券株式会社バイス・プレジデント	2023年6月	ナウド・アドバイザリー株式会社代表取締役社長 (現任)

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

中央銀行や国際機関、グローバルな金融機関、格付会社などで、長年、国内外の企業分析の実績を積み、格付会社では地域の責任者を務めるなど、豊富な実務経験、金融機関経営に関する専門的な知見を有しております。当行の健全性の維持、企業価値の向上のため、新しい視点からの当行経営全般に対する助言・提言、ならびに客観的・中立的な立場での取締役会における意思決定機能、監督機能および牽制機能を期待できる人物と判断し、新たに取締役候補者としております。

候補者との特別の利害関係について

Graeme David Knowd氏と当行の間には、特別の利害関係はありません。

その他の事項

Graeme David Knowd氏は、新任の社外取締役候補者であります。

- (注) 1. 倉都康行氏、後藤康浩氏、本井稚恵氏の各氏は、東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。各氏の取締役選任が承認可決された場合には、引続き各氏を独立役員とする予定であります。また、Graeme David Knowd氏の取締役選任が承認可決された場合には、当行が定める「社外役員の独立性に関する基準」により、一般株主との利益相反の生じるおそれがなく十分な独立性を有していると判断し、東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
2. 当行は、倉都康行氏、後藤康浩氏、本井稚恵氏との間に会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額となっております。各氏が再任された場合、当該契約を継続する予定であります。また、Graeme David Knowd氏の取締役選任が承認可決された場合には、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
3. 当行は、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法律違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、被保険者の保険料負担はありません。なお、2024年7月に同内容での更新を予定しております。
4. 本井稚恵氏の戸籍上の氏名は、久保田稚恵であります。
5. 各候補者の略歴、地位、担当および重要な兼職の状況は、株主総会参考書類作成時点のものを記載しております。

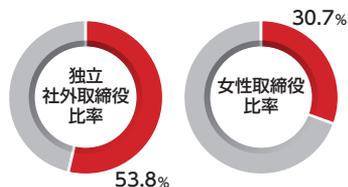
株主総会参考書類

(ご参考)

■選任後の取締役会の構成（予定）

第2号議案が原案のとおり承認可決された場合、取締役会は次のとおりとなる予定であります。

取締役会に占める独立社外取締役の比率は53.8%（7名）となります。また、取締役会に占める女性取締役の比率は30.7%（4名）となります。



(1) 社内取締役のスキル・マトリックス

氏名	現在の当行における地位	企業経営に必要なスキル					業務運営に必要なスキル		
		経営戦略	サステナビリティ	地域社会・経済	リスクマネジメント	人事マネジメント・ダイバーシティ	営業・コンサルティング	金融市場・資産運用	DX・IT
山崎 徹 (男性)	取締役頭取	●	●	●	●				●
吉川 浩 (男性)	取締役専務執行役員	●	●	●			●	●	
吉岡 佐和子 (女性)	専務執行役員	●		●		●	●		
生田 博久 (男性)	専務執行役員	●		●	●			●	●
伊藤 信二 (男性)	取締役(監査等委員)			●	●		●		
中村 真実子 (女性)	取締役(監査等委員)			●	●	●			

(2) 社外取締役のスキル・マトリックス

氏名	現在の当行における地位	経営の監督に必要なスキル				経営への助言を期待するスキル			
		経営戦略	サステナビリティ	財務・会計	法務	グローバルビジネス	人材開発・ダイバーシティ	金融	DX・IT
倉都 康行 (男性) 独立	取締役	●	●			●		●	
後藤 康浩 (男性) 独立	取締役	●	●			●	●		
本井 稚恵 (女性) 独立	取締役	●	●				●		●
グレム・デイビッド・ナウド Graeme David Knowd (男性) 独立		●	●			●	●	●	
今岡 正一 (男性) 独立	取締役(監査等委員)			●				●	
足立 珠希 (女性) 独立	取締役(監査等委員)		●		●				
瀬古 智昭 (男性) 独立	取締役(監査等委員)			●	●				

(注) 現在の当行における地位は、株主総会参考書類作成時点のものを記載しております。

株主総会参考書類

スキルの選定理由

当行の経営理念、長期ビジョン、中期経営計画で定める重要課題（マテリアリティ）および経営戦略に照らし、特に重要と考えるスキルを、社内取締役および社外取締役のそれぞれで選定しております。

選定したスキルの概要

(1) 社内取締役

	スキル	専門性・経験の詳細	関連する主な重要課題 (マテリアリティ)	選定理由
企業経営に必要なスキル	経営戦略	経営戦略立案・実行に関する専門性	企業価値向上、コーポレートガバナンス強化	経営理念の実現、持続的な成長・企業価値向上を推進するため、経営戦略の立案・実行に関する知識・能力や経験が必要であると考えます。
	サステナビリティ	ESGに関する専門性・経験	環境保全・気候変動への対応、人権の尊重、地域活性化への貢献	地域の持続可能性と当行の持続的な成長は一体のものとして捉えており、グローバルな潮流も踏まえた地域社会の課題解決に関する知見が必要であると考えます。
	地域社会・経済	地域・取引先の課題解決スキル・経験	地域活性化への貢献	地方銀行として、地域社会・経済への深い理解と地域活性化のためのソリューションの提供が必要であると考えます。
	リスクマネジメント	リスク管理、コンプライアンスに関する専門性・経験	コーポレートガバナンス強化	リスクテイクを可能にするリスクコントロールに関する知識・経験が必要であると考えます。また、コンプライアンス重視の企業風土をリードできる能力・資質が必要であると考えます。
	人事マネジメント・ダイバーシティ	人事管理、人材育成、ダイバーシティ推進に関する専門性・経験	働き方改革、ダイバーシティ&インクルージョンの推進	企業価値向上の推進力である人的資本強化に向けた知識・経験が必要であると考えます。また、持続的な成長・企業価値向上には、人材のダイバーシティを進めていく必要があると考えます。
業務運営に必要なスキル	営業・コンサルティング	営業部門の統括経験、コンサルティングビジネスに関する専門性・経験	地域活性化への貢献、企業価値向上、人生100年時代のQOL(※)をサポート	お客様の課題解決を通じた当行の持続的な成長には、営業地域の社会・取引先の深い理解、適切なソリューションを提供できる知識や経験が必要であると考えます。
	金融市場・資産運用	市場運用、金融資産運用に関する専門性・経験	企業価値向上、人生100年時代のQOL(※)をサポート	有価証券運用については、市場動向、リスク・リターンを適切に判断できる知識・経験が必要であると考えます。また、アセットコンサルティング分野においては、市場動向を踏まえた顧客本位の業務運営を実現できる知識・経験が必要であると考えます。
	DX・IT	DX、ITデジタル分野に関する専門性・経験	DXの推進・質の高い金融サービスの提供	デジタルを起点とした構造改革による生産性の向上、お客様への付加価値提供を推進していくことが、当行の持続的な成長、企業価値向上に必要であると考えます。

(※)Quality of life (クオリティ オブ ライフ)。人生の質、生活の質。

株主総会参考書類

(2) 社外取締役

	スキル	専門性・経験の詳細	関連する主な重要課題 (マテリアリティ)	選定理由
経営の監督に必要なスキル	経営戦略	経営戦略立案・実行、組織運営に関する専門性	企業価値向上、コーポレートガバナンス強化	経営理念の実現、持続的な成長・企業価値向上を推進する戦略、施策の方向性、実行状況について、適切にモニタリング、監督する知識・経験が必要であると考えます。
	サステナビリティ	ESGに関する専門性・経験	環境保全・気候変動への対応、人権の尊重、地域活性化への貢献	地域の持続可能性と当行の持続的な成長は一体のものとして捉えており、グローバルな潮流も踏まえた地域社会の課題解決に関する知見により、サステナビリティ経営の実行状況を監督する知識・経験が必要であると考えます。
	財務・会計	財務・会計に関する専門性	コーポレートガバナンス強化	正確な財務報告、当行グループの健全で安定した財務基盤の確立を監督するための知識・経験が必要であると考えます。
	法務	法務に関する専門性	コーポレートガバナンス強化	企業価値を維持するためには、法務知識に基づく適切なリスクマネジメント、コンプライアンスに関する知識・経験が必要であると考えます。
経営への助言を期待するスキル	グローバルビジネス	グローバルな視点での知見、経験	企業価値向上	グローバルな潮流、動向を踏まえた当行の経営戦略に対し、監督や助言を期待しております。
	人材開発・ダイバーシティ	人材育成、ダイバーシティ推進に関する専門性・経験	働き方改革・ダイバーシティ&インクルージョンの推進	企業価値向上の推進力である人的資本強化に向けた知識・経験が必要であると考えます。特に、重点施策の法人向けコンサルティングは、銀行業務では新領域であるため、外部知見による助言を期待しております。また、持続的な成長・企業価値向上には、幹部人材のダイバーシティを進めていく必要があると考えます。
	金融	金融市場、金融業界に関する専門性・経験	企業価値向上	専門知識、グローバルな金融市場での経験から金融市場や規制動向を適切に理解し、当行の経営、有価証券運用に関する監督のほか、助言を期待しております。
	DX・IT	DX、ITデジタル分野に関する専門性・経験	DXの推進・質の高い金融サービスの提供	デジタルを起点とした構造改革による生産性の向上、お客様への付加価値提供を推進していくことが、当行の持続的な成長、企業価値向上に必要なものであると考えます。特に、重点施策のDX・ITによる構造改革は、専門知識に基づく助言を期待しております。

(ご参考)

『社外役員の独立性に関する基準』

当行における社外取締役または監査等委員である社外取締役（以下、併せて「社外役員」という。）であって、以下に掲げる項目いずれにも該当しない場合は、当行に対する独立性を有した社外役員と判断する。

1. 当行または当行の関係会社（※1）の業務執行者である者（※2）およびその就任の前10年以内において業務執行者であった者
2. 当行を主要な取引先（※3）とする者またはその業務執行者、または最近3年間ににおいて業務執行者であった者
3. 当行の主要な取引先またはその業務執行者、または最近3年間ににおいて業務執行者であった者
4. 当行から役員報酬以外に、直前事業年度を含む3年間の平均で1,000万円を超える金銭その他の財産を得ている公認会計士、弁護士その他のコンサルタント
5. 監査法人、法律事務所、コンサルティングファームその他の専門的法人、組合等の団体が、当行を主要な取引先とする場合または当行の主要な取引先である場合における、当該団体に属する者、または最近3年間ににおいて当該団体に属していた者
6. 当行から直前事業年度を含む3年間の平均で1,000万円を超える寄付を受けている者またはその業務執行者
7. 当行の法定監査を行う監査法人に属する者、または最近3事業年度において当該監査法人に属していた者
8. 当行の業務執行者が現在または過去3年以内に他の会社において社外役員に就いている場合における当該他の会社の業務執行者
9. 下記に掲げる者の配偶者または二親等内の親族
 - (1) 当行または当行の関係会社の重要な業務執行者（※4）
 - (2) 上記2. から8. に掲げる者ただし、2. 3. 6. 8. においては、重要な業務執行者に限る。4. および5. においては、公認会計士や弁護士等の専門的な資格を有する者に限る。7. においては、所属する組織における重要な業務執行者および公認会計士等の専門的な資格を有する者に限る。

※1 関係会社とは、子会社および関連会社を指す。

※2 業務執行者とは、法人その他の団体の業務執行取締役、執行役その他法人等の業務を執行する役員、会社法上の社員、理事、その他これらに類する役職者および使用人として業務を執行する者をいう。

※3 主要な取引先とは、その取引実態に照らし相手方の事業等の意思決定に対して上記※1に定義する関係会社と同程度の影響を与え得る取引関係がある者をいう。

※4 重要な業務執行者とは、上記※2に定義する業務執行者のうち、業務執行取締役、執行役その他法人等の業務を執行する役員または部門責任者として重要な業務を執行する者をいう。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額改定の件

1. 確定金額報酬額の改定

当行の取締役（監査等委員である取締役を除く）の確定金額報酬は、2019年6月25日開催の第116期定時株主総会において、年額2億5千万円以内（うち社外取締役分は年額3千万円以内。なお、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とする旨を承認いただき今日に至っておりますが、経営の監督機能の強化のため、社外取締役を取り巻く環境の変化に対応できるよう、取締役（監査等委員である取締役を除く）の確定金額報酬の総額は変更せずに、社外取締役分の報酬額のみを年額5千万円以内と改めさせていただきたいと存じます。

また、当該報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとし、各取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する具体的金額、支給の時期等は、取締役会の決議によることとさせていただきたいと存じます。

2. 業績連動報酬枠の改定

当行の取締役（監査等委員である取締役を除く）の業績連動報酬枠は、2021年6月22日開催の第118期定時株主総会において、確定金額報酬とは別枠で、親会社株主に帰属する当期純利益（連結）を基準として、次表のとおり最大年額119百万円（うち社外取締役分は年額17百万円以内）とする旨を承認いただき今日に至っておりますが、中期経営計画（2024年度～2026年度）の目標に合わせ、取締役の業績向上への意欲をよりいっそう高めるため、業績連動報酬の対象を取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）とすることとし、確定金額報酬とは別枠で、最大年額2億5千万円以内とすることに改定させていただきたいと存じます。

具体的な個人別の業績連動報酬は、社外取締役が過半数で構成される指名・報酬委員会の答申を踏まえて取締役会決議により設定する役位別の基準額に、親会社株主に帰属する当期純利益（連結）を指標とする業績連動テーブルに連動した支給倍率を乗じて算定するものとし、これを事業年度終了後に支給することといたしたいと存じます。

また、当該報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとし、各取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）に対する具体的金額、支給の時期等は、取締役会の決議によることとさせていただきたいと存じます。

株主総会参考書類

< 現行の業績連動報酬枠（年額） >

親会社株主に帰属する当期純利益（連結）	業績連動報酬枠（うち社外取締役分）
180億円超	119百万円（17百万円以内）
170億円超～180億円以下	112百万円（16百万円以内）
160億円超～170億円以下	105百万円（15百万円以内）
150億円超～160億円以下	98百万円（14百万円以内）
140億円超～150億円以下	91百万円（13百万円以内）
130億円超～140億円以下	84百万円（12百万円以内）
120億円超～130億円以下	77百万円（11百万円以内）
110億円超～120億円以下	70百万円（10百万円以内）
100億円超～110億円以下	63百万円（9百万円以内）
90億円超～100億円以下	56百万円（8百万円以内）
80億円超～ 90億円以下	49百万円（7百万円以内）
70億円超～ 80億円以下	42百万円（6百万円以内）
60億円超～ 70億円以下	35百万円（5百万円以内）
50億円超～ 60億円以下	28百万円（4百万円以内）
50億円以下	—

株主総会参考書類

また、改定案の業績連動テーブルは、以下のとおり、中期経営計画（2024年度～2026年度）の目標を踏まえ、業績連動報酬の支給倍率の最大値の条件を、親会社株主に帰属する当期純利益（連結）が230億円超の場合に1.35倍としておりますが、将来において、親会社株主に帰属する当期純利益（連結）が240億円を超えることが予想される状況となった場合、業績連動報酬の総支給額上限年額2億5千万円の枠内で、改定案の業績連動テーブルの支給倍率の増加ペースと同様に、親会社株主に帰属する当期純利益（連結）が10億円増加する毎に支給倍率が0.05ポイント増加する新たなテーブルを追加すること（注）につきまして、取締役会にご一任願いたいと存じます。

（注）たとえば、「240億円超～250億円以下 1.40」、「250億円超～260億円以下 1.45」というテーブルを追加すること。

<業績連動テーブル（改定案）>

親会社株主に帰属する当期純利益（連結）	業績連動報酬 支給倍率
230億円超	1.35
220億円超～230億円以下	1.30
210億円超～220億円以下	1.25
200億円超～210億円以下	1.20
190億円超～200億円以下	1.15
180億円超～190億円以下	1.10
170億円超～180億円以下	1.05
160億円超～170億円以下	1.00
150億円超～160億円以下	0.95
140億円超～150億円以下	0.90
130億円超～140億円以下	0.85
120億円超～130億円以下	0.80
110億円超～120億円以下	0.75
100億円超～110億円以下	0.70
100億円以下	0.00

3. 本議案の内容を相当とする理由等

本議案は、委員の過半数を社外取締役で構成する指名・報酬委員会の審議を経て取締役会で決定しており、本議案の内容は相当であるものと判断しております。

なお、当行の取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針は、事業報告37ページに記載のとおりであります。

また、現在の取締役（監査等委員である取締役を除く）は7名（うち社外取締役3名）ですが、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）8名選任の件」が承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く）は8名（うち社外取締役4名）となります。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する株式報酬額改定の件

1. 現行の株式報酬制度

当行は、2016年6月23日開催の第113期定時株主総会において、取締役および執行役員を対象とした株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）の導入についてご承認いただき、また、2019年6月25日開催の第116期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く）および執行役員に対する株式報酬額設定に関する議案についてご承認いただき今日に至っており、現行の制度は以下のとおりです。

<現行の制度>

下線部分が、本議案による改定箇所です。

① 本制度の概要	本制度は、当行が拠出する金銭を原資として当行株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、断りがない限り、同じとします。）および執行役員（以下、あわせて「取締役等」といいます。）に対して、当行が定める役員株式給付規程に従って、当行株式および当行株式を退任日時点の時価で換算した金額相当の金銭（以下、あわせて、「当行株式等」といいます。）が信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、取締役等が当行株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時とします。
② 本制度の対象者	当行の取締役（監査等委員である取締役を除く）および執行役員
③ 取締役等に給付される当行株式等の数の算定方法	<p>取締役等には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき定まる数のポイントが付与されます。</p> <p><u>取締役等に付与する1事業年度あたりのポイント数の合計は、当行普通株式30万株相当である30万ポイント（うち取締役分として15万ポイント（うち社外取締役分として1万5千ポイント）、執行役員分として15万ポイント）を上限とします。</u></p> <p>なお、取締役等に付与されるポイントは、下記⑥の当行株式等の給付に際し、1ポイントあたり当行普通株式1株に換算されます（ただし、当行株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限および付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。）。</p> <p>下記⑥の当行株式等の給付にあたり基準となる取締役等のポイント数は、退任時までに取締役等に対し付与されたポイントを合計した数（以下、「確定ポイント数」といいます。）で確定します。</p>
④ 当行株式の取得方法およびその上限	本信託による当行株式の取得は、下記⑤により拠出された資金を原資として、株式市場を通じて又は当行の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施します。

<p>⑤ 信託のために拠出する金額（報酬等の額）</p>	<p>当行は、本制度のために必要となることが合理的に見込まれる数の株式を本信託が一定期間先行して取得するために必要となる資金として、1事業年度あたり総額2億円（うち取締役分として1億円（うち社外取締役分として1千万円）、執行役員分として1億円）を上限として、本信託に追加拠出します。</p> <p>具体的には、2023年3月末日で終了する事業年度から2025年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度の期間（以下、当該3事業年度の期間を「本対象期間」といい、本対象期間およびその経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）および本制度が終了するまでの間の各対象期間に関し、6億円（うち取締役分として3億円（うち社外取締役分として3千万円）、執行役員分として3億円）を上限として、本信託に追加拠出することとします。</p> <p>ただし、これらの追加拠出を行う場合において、当該追加拠出を行おうとする各対象期間の開始直前日に信託財産内に残存する当行株式（取締役等に付与されたポイント数に相当する当行株式で、取締役等に対する当行株式等の給付が未了であるものを除きます。）および金銭（以下、あわせて、「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は各対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、<u>当行が各対象期間において追加拠出することができる金額の上限は、6億円（うち取締役分として3億円（うち社外取締役分として3千万円）、執行役員分として3億円）から残存株式等の金額（株式については、当該各対象期間の開始日直前における時価相当額で金額換算します。）を控除した金額とします。</u>当行が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示します。</p>
<p>⑥ 当行株式等の給付時期</p>	<p>当行の取締役等が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、退任後に本信託から「確定ポイント数」に応じた数の当行株式の給付を受けることができます。ただし、受益者要件に加えて役員株式給付規程に別途定める要件を満たす場合には、当該取締役等に付与されたポイントの一定割合について、当行株式の給付に代えて、当行株式を退任日時時点の時価で換算した金額相当の金銭の給付を受けます。なお、金銭給付を行うために本信託より当行株式を売却する場合があります。</p>

2. 改定の理由および内容

今般、コーポレートガバナンスの強化のため取締役会の構成の変化（社外取締役の増員）、取締役と執行役員の構成比、今後の経済情勢の変化など諸般の事情を考慮いたしまして、取締役（監査等委員である取締役を除く）および執行役員に付与する1事業年度あたりのポイント数、信託のために1事業年度あたり拠出する金額（報酬等の額）を改定させていただき、第3号議案としてご承認をお願いしております取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬枠とは別枠で、当行の取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する本制度の改定についてご承認をお願いするものであります。なお、本制度の詳細につきましては、ご承認いただいた改定の内容の枠内で、取締役会にご一任いただきたいと思います。

改定の内容は、具体的には、以下のA～Dのとおりです。

A 取締役（監査等委員である取締役を除く）および執行役員に付与する1事業年度あたりのポイント数の合計は変更せず、取締役分を12万ポイント（うち社外取締役分として1万5千ポイント）、執行役員分として18万ポイントを上限とします（上記の「現行の制度」の表の③の下線部分の改定）。

B 本制度のために必要となることが合理的に見込まれる数の株式を本信託が一定期間分先行して取得するために必要となる資金として、1事業年度あたり総額5億円（うち取締役分として2億円（うち社外取締役分として3千万円）、執行役員分として3億円）を上限として、本信託に追加拠出します（上記の「現行の制度」の表の⑤の一番目の下線部分の改定）。

C 本制度が終了するまでの間、当行は原則として各対象期間に関し、15億円（うち取締役分として6億円（うち社外取締役分として9千万円）、執行役員分として9億円）を上限として（残存株式等がある場合はその金額を控除した金額）、本信託に追加拠出することとします（上記の「現行の制度」の表の⑤の二番目および三番目の下線部分の改定）。

D 2023年3月末日で終了した事業年度から2025年3月末日で終了する事業年度までの対象期間は現在進行中であることから、既に経過済みの2事業年度については現行の制度を適用し、2025年3月末日で終了する事業年度においては、改定後の制度を適用することとします。その結果、当該対象期間としては、上記Cについては、9億円（うち取締役分として4億円（うち社外取締役分として5千万円）、執行役員分として5億円）を上限として（残存株式等がある場合はその金額を控除した金額）、本信託に追加拠出することとします。

3. 本議案の内容を相当とする理由等

本議案は、委員の過半数を社外取締役で構成する指名・報酬委員会の審議を経て取締役会で決定しており、本議案の内容は相当であるものと判断しております。

なお、当行の取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針は、事業報告37ページに記載のとおりであります。

また、現在の取締役（監査等委員である取締役を除く）は7名（うち社外取締役3名）であります。第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）8名選任の件」が承認可決されまると、取締役（監査等委員である取締役を除く）は8名（うち社外取締役4名）となります。

以 上

第121期（2023年4月1日から 2024年3月31日まで）事業報告

1. 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

<主要な事業内容>

当行グループは当行及び子会社9社で構成され、山陰地区をはじめとする本店・支店・出張所等において銀行業及びその他銀行業に付随する業務を営み、ネットワークは広島・岡山・兵庫・大阪・東京へと広域に展開する広域地方銀行グループです。

<経営環境>

当行を取り巻く経営環境は、新型コロナウイルス感染症の5類引き下げ以降、国内外の人の往来や地域行事の復活など、活発な経済活動が見られるようになりました。3月には、日経平均株価が34年ぶりに最高値を更新し、4万円に達しました。一方で、ウクライナ情勢に加え、パレスチナ地域においても対立が激化し、先行きは依然として不透明な状況です。

金融面では、円安や物価高騰が継続しましたが、経済活動の活発化や企業の賃上げ動向を背景に、日本銀行は3月にマイナス金利政策を解除し17年振りに金利引き上げを決定しました。加えて近年では、急速なデジタル化の進展やキャッシュレスニーズの高まりを受け、フィンテック事業者やキャッシュレス事業者など異業種との競合や、サイバー攻撃への対応、人口減少、少子高齢化、気候変動対応など金融面以外でも銀行を取り巻く環境は厳しさを増しております。

<経営の基本方針>

当行は、経営理念「地域の夢、お客様の夢をかなえる創造的なベストバンク」のもと、地域のリーディングバンクとして、「地域・お客様のお役に立つ」ことを基本方針として掲げております。

また、長期ビジョンを「No.1の課題解決力で持続的に成長する広域地方銀行」と定め、地域・お客様の課題解決に貢献することで、地域・お客様とともに持続的に成長する姿を目指しております。

経営理念、長期ビジョンの実現を目指すうえで、役職員一人ひとりがとるべき行動の判断軸、判断の拠り所となる価値観として「誠実」「情熱」「成長」「創造」「チームごうぎん」を定めております。

【価値観 GOGIN Five Values】

「誠実」：すべては信頼関係から始まる。常に誠実かつ真摯に行動する。

「情熱」：地域やお客様への熱い想いが私たちの原動力。金融領域のみならず、環境問題、社会貢献活動など幅広い分野に対して常に情熱を持って取り組む。

「成長」：私たちは地域やお客様と共に成長したい。プロフェッショナルとして知見・スキルを高め続け、地域やお客様のために貢献する。

「創造」：山陰が私たちの源流。その中で生まれたDNAをつなぎ、お客様に最高のサービスを提供するため、知恵を絞り、挑戦を繰り返すことで変革し続ける。

「チームごうぎん」：ごうぎんグループの力を結集する。風通しのよい組織風土のもと、多様性を尊重し、すべてのステークホルダーの期待に応えていく。

経営理念、長期ビジョン、価値観からなる経営理念体系を経営の基本方針とし、当行の有する経営資源を最大限活用してお客様や地域の課題解決に取り組むことで、お客様や地域社会、株主の皆様、従業員など、すべてのステークホルダーに価値を提供するとともに、持続可能な地域社会の実現を目指します。

<当期業績>

当期の業績は以下のとおりとなりました。

預金等（譲渡性預金含む）は、公金部門で減少した一方で、個人・法人・金融機関各部門において増加したことにより、期末残高は期中5,834億円（年増率10.3%）増加し、6兆2,423億円となりました。

貸出金は、法人向け貸出が、山陽、関西及び東京エリアで増加したほか、住宅ローンなどの個人向け貸出が、山陰地区に加え、山陽、関西エリアでも増加したことなどから、期中4,248億円（年増率9.7%）増加し、期末残高は4兆7,683億円となり、預金等・貸出金ともに堅調に推移しました。

有価証券は、国内外の金利上昇を受け、ポートフォリオの入替売買を実施し、期末残高は15億円減少の1兆5,582億円となりました。

損益状況について、資金利益は、貸出残高の増加により貸出金利息が増加したことなどから前期比で増加しました。役員取引等利益は、コンサルティング部門の収益（預り資産関連手数料や法人ソリューション手数料）が増加したことなどから前期比で増加しました。これら増加要因の一方で、海外金利の上昇に伴う外貨調達コストの増加からその他業務利益は前期比で減少したほか、不良債権処理費用なども増加しました。

この結果、経常利益は前期比19億円増加の229億円となりました。このほか、固定資産の減損損失などを特別損失に計上した結果、山陰合同銀行単体の当期純利益は前期比14億円増加の159億円となりました。また、当行グループの連結経常利益は前期比30億円増加の247億円となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は前期比13億円増加の168億円となり、連結・単体とも過去最高益となりました。

<経営戦略及び対処すべき課題>

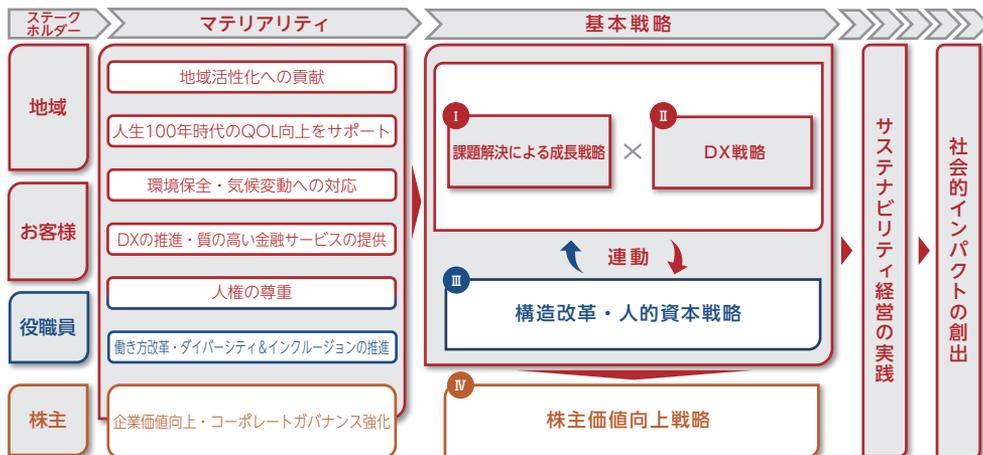
当行の経営環境は、先行きが見通せない不確実な環境が続くものと予想される中、当行が優先して対処すべき課題であるマテリアリティを「ステークホルダーからの重要度」と「経営（当行）の視点からの優先度」の観点から、以下の7項目に整理しました。

【マテリアリティ】

- ①地域活性化への貢献
- ②人生100年時代のQOL向上をサポート
- ③環境保全・気候変動への対応
- ④DXの推進・質の高い金融サービスの提供
- ⑤人権の尊重
- ⑥働き方改革・ダイバーシティ&インクルージョンの推進
- ⑦企業価値向上・コーポレートガバナンス強化

【中長期的な経営戦略】

2024年度から2026年度を計画期間とする新中期経営計画では、マテリアリティの解決に貢献するための基本戦略として、「Ⅰ 課題解決による成長戦略」「Ⅱ DX戦略」「Ⅲ 構造改革・人的資本戦略」「Ⅳ 株主価値向上戦略」の4つを掲げております。この基本戦略に取り組むことによりマテリアリティの解決を進め、サステナビリティ経営の実践、社会的インパクトの創出を目指してまいります。



I 課題解決による成長戦略

法人コンサルティング分野では、2015年からのコンサル力強化に向けた取り組みにより構築した「全員コンサル」を営業エリア全域に面的展開し、お客様の課題解決に取り組み、企業の付加価値向上に貢献します。また、コンサル強化や体制構築による効率化により、採算性をこれまで以上に意識した持続可能な成長戦略に転換します。

個人コンサルティング分野では、野村証券株式会社との間で締結した業務提携（Nアライアンス）により、銀行と証券の強みを生かした新たなビジネスモデルを確立し、お客様の資産全体を踏まえ、リスク許容度やライフプランに沿ったポートフォリオを提案する「全資産アプローチ」という質の高いサービスを提供することができるようになりました。両社の強みを最大限に発揮しコンサル力を高めることで、お客様一人ひとりの豊かな未来形成に貢献します。個人ローンは、山陽・関西での営業基盤を拡大してきております。デジタル化を推進し、お客様の課題・ニーズに合った商品・サービスをスピーディーに提供することで、さらなる成長を実現します。

加えて、当行グループの専門的知見・ノウハウを活用し、スタートアップ企業への支援を強化するなど地域・お客様の持続的成長に貢献します。

Ⅱ DX戦略

前中期経営計画（2021年度～2023年度）では、経営のすべての領域でDXを推進し、この分野における遅れを取り戻すことができました。新中期経営計画では、アプリや法人ポータル機能を強化することで利便性を向上させ、「地域プラットフォームの構築」に向けた取り組みを推進します。また、10年後に『デジタルな銀行』に変革することを目指し、非対面チャネルでの事業領域拡張やAIとITを組織に組み込むことによる生産性向上など、最新のテクノロジーを幅広い分野で導入していきます。

Ⅲ 構造改革・人的資本戦略

人材が最も重要な資産かつ最大の強みであると考え、新卒・経験者採用の強化や、戦略と連動した能力開発を業務ごとに行い専門人材の育成を加速するなど、人的資本の最大化を図ります。また、店頭事務の改革や店舗ネットワーク再編などの構造改革により人材を捻出し、さらなる成長が見込まれる法人コンサルやデジタル分野などの戦略分野に人員を増強します。

また、個々人が能力を最大限発揮できるウェルビーイングな職場環境を実現するため、「高いエンゲージメントの実現」「心身の健康の実現」「ダイバーシティ&インクルージョンの実現」を目指して取り組みます。

Ⅳ 株主価値向上戦略

新中期経営計画の各種施策を実現することでROE向上に取り組みます。また配当性向を40%に引き上げ「株主還元の充実」に取り組むとともに、「健全性の維持」「積極的な成長投資」をバランスよく実現し、企業価値の最大化を図ります。

事業報告

【目標とする経営指標】

すべてのステークホルダーに貢献することを目指し、新中期経営計画の目標指標は「財務指標」「人的資本指標」「社会的インパクト指標」で構成し、最終年度の目標を以下のとおり設定しております。

[カテゴリ]	[項目]	[新中計最終年度目標]
財務指標 (連結)	ROE ^{※1}	6%以上
	当期純利益 ^{※2}	235億円
	自己資本比率	11%程度
人的資本指標 (連結)	エンゲージメント・レーティング	AA以上 ^{※3}
	離職率(30歳未満)	5%以下
	経験者採用比率	25%以上
	女性管理職比率	課長相当職以上 ^{※4} 25%以上 係長相当職以上 ^{※5} 30%以上
社会的インパクト 指標	当行融資取引先の付加価値額	山陰 5%増加(2022年度比) 県内総生産額の持続的増加 山陽・関西 国の名目GDP 成長率以上の増加
	金融経済教育提供者数	累計3万人以上
	CO2排出削減貢献量 (PPA・ファイナンスを通じた再エネ普及拡大による削減量)	新中計期間合計30万t-CO2以上

※1：株主資本ベース ※2：親会社株主に帰属する当期純利益 ※3：(株)リンクアンドモチベーション「モチベーションクラウド」活用。
「AA」は上位から2段階目のレーティング。金融業界平均「BB」 ※4：支店長・部長など管理監督者 ※5：支店長代理、本部副調査役などの役職者

また、市場からの要請に対してもお応えができるよう、ガバナンスの高度化、企業価値向上、投資家との対話にも引き続き努めてまいります。

お客様、株主の皆様、地域の方々のご期待にお応えできるよう最大限の努力を尽くす所存でございます。株主の皆様におかれましては、変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

事業報告

(2) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
預 金	4,452,312	4,885,533	5,519,938	5,935,623
定期性預金	1,537,949	1,609,882	2,188,548	2,415,144
その他	2,914,362	3,275,650	3,331,390	3,520,478
譲渡性預金	285,982	151,444	138,957	306,743
貸 出 金	3,583,995	3,933,541	4,343,479	4,768,310
個人向け	873,242	971,278	1,125,697	1,247,449
中小企業向け	1,645,534	1,820,702	2,012,598	2,276,570
その他	1,065,217	1,141,559	1,205,183	1,244,288
商品有価証券	—	—	—	—
有 価 証 券	1,809,181	1,928,882	1,559,753	1,558,229
国債	510,961	514,110	259,611	227,905
地方債	245,002	266,147	265,863	261,653
その他	1,053,217	1,148,624	1,034,278	1,068,669
総 資 産	6,356,422	6,752,805	6,850,754	7,333,169
内国為替取扱高	21,640,459	22,930,666	24,649,701	27,611,416
外国為替取扱高	3,543	4,359	4,143	5,491
	百万ドル	百万ドル	百万ドル	百万ドル
経 常 利 益	13,891	20,346	21,017	22,955
当 期 純 利 益	8,325	14,222	14,517	15,975
1株当たり当期純利益	53円45銭	91円20銭	93円20銭	103円92銭

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

事業報告

(3) 使用人の状況

	当 年 度 末
使 用 人 数	1,821人
平 均 年 齢	41年11月
平 均 勤 続 年 数	18年 5月
平 均 給 与 月 額	410千円

- (注) 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託は含まれておりません。
 3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ. 営業所数

	当 年 度 末	営 業 拠 点 数
島 根 県	73店 <small>うち出張所 (45)</small>	45店 <small>うち出張所 (20)</small>
鳥 取 県	54 (36)	39 (24)
東 京 都	1 (0)	1 (0)
大 阪 府	3 (0)	3 (0)
兵 庫 県	10 (0)	10 (0)
岡 山 県	5 (0)	5 (0)
広 島 県	5 (0)	5 (0)
合 計	151 (81)	108 (44)

- (注) 1. 当年度末営業所数のほか、店舗内店舗方式対象店舗42か店及びダイレクト支店1か店を含まない拠点数を記載しております。
 上記のほか、駐在員事務所等を次のとおり設置しております。
 また、店舗外現金自動設備(当行主幹事分)には、コンビニATMを含めております。
 駐 在 員 事 務 所 当年度末 3か所
 店舗外現金自動設備 // 294か所
2. 当年度中に、店舗外現金自動設備を島根県で1か所新設・4か所廃止し、鳥取県で1か所新設・7か所廃止しました。

事業報告

- . 当年度新設営業所
該当事項はありません。

- ハ. 銀行代理業者の一覧
該当事項はありません。

- 二. 銀行が営む銀行代理業等の状況
該当事項はありません。

(5) 設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	1,995
---------	-------

□. 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
オンラインシステム関連	1,258

事業報告

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ. 親会社の状況

該当事項はありません。

ロ. 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
松江不動産株式会社	島根県松江市 白潟本町23番地	不動産の賃貸業務	百万円 150	% 100.00	
株式会社 ごうぎんキャリアデザイン	島根県松江市 白潟本町71番地	人材紹介業務、文 書等作成業務、計 算業務	10	100.00	
山陰債権回収株式会社	島根県松江市 白潟本町71番地	債権回収業務	500	95.00	
ごうぎんリース 株式会社	島根県松江市 白潟本町63番地	リース業	30	100.00	
ごうぎん保証株式会社	島根県松江市 白潟本町71番地	信用保証業務	30	100.00	
株式会社 ごうぎんクレジット	島根県松江市 白潟本町23番地	クレジットカード 業務、信用保証業 務	70	100.00	
ごうぎんキャピタル 株式会社	島根県松江市 白潟本町71番地	ベンチャーキャピ タル	150	5.00	
ごうぎんエナジー 株式会社	島根県松江市 白潟本町71番地	発電／小売電気事 業、コンサルティ ング事業	100	100.00	
株式会社 地域商社とっとり	鳥取県鳥取市 千代水1丁目86番 地	地域商社業務	98	100.00	

- (注) 1. 松江不動産株式会社は、2023年4月1日を効力発生日として、扶桑興業株式会社を吸収合併いたしました。
2. 株式会社地域商社とっとりは、2024年3月27日付で当行の完全子会社となりました。
3. 連結対象子会社は上記の重要な子会社等9社であります。

事業報告

重要な業務提携の概況

1. 地方銀行62行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ACS）を行っております。
2. 地方銀行62行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行62行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4. 株式会社池田泉州銀行、株式会社きらぼし銀行、株式会社群馬銀行、株式会社四国銀行、株式会社千葉興業銀行、株式会社筑波銀行及び株式会社福井銀行との間で、各行のデジタル化を連携・協働して進めていくための連携協定「フィクロス・パートナーシップ」を締結しております。
5. 野村證券株式会社と金融商品仲介業務における包括的業務提携に関する契約を締結しております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

事業報告

2. 会社役員（取締役）に関する事項

(1) 会社役員 の 状況

(年度末現在)

氏 名	地位及び担当	重 要 な 兼 職	その他
山 崎 徹	取締役頭取 (代表取締役) <担当> 人事		
井 田 修 一	取締役 専務執行役員 (代表取締役) <担当> 経営企画・人事 (副)・審査・事務 企画・業務サポ ート・本部業務集中		
秋 下 宗 一	取締役 専務執行役員 (代表取締役) 鳥取営業本部長		
吉 川 浩	取締役 専務執行役員 <担当> 営業統括・法人営 業・地域振興・市 場金融		
倉 都 康 行	取締役 (社外)	リサーチアンドプライシングテクノロジー 株式会社 代表取締役 セントラル短資FX株式会社 社外監査役 株式会社国際経済研究所 シニア・フェロー	
後 藤 康 浩	取締役 (社外)	亜細亜大学都市創造学部 教授 一般社団法人全国石油協会 非常勤理事 フォスター電機株式会社 社外取締役 株式会社安藤・間 顧問 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構 (JOGMEC) 業務評価委員	
本 井 稚 恵	取締役 (社外)		(注)1

事業報告

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
伊藤 信二	取締役 (監査等委員・常勤)		(注)2
中村 真実子	取締役 (監査等委員・常勤)		(注)2
今岡 正一	取締役(社外) (監査等委員)	今岡公認会計士事務所 公認会計士・税理士 大黒天物産株式会社 社外監査役 PuREC株式会社 社外監査役	(注)3
足立 珠希	取締役(社外) (監査等委員)	足立珠希法律事務所 弁護士	(注)4
瀬古 智昭	取締役(社外) (監査等委員)	鳥取おおぞら法律事務所 弁護士・公認会計士 日本セラミック株式会社 社外取締役(監査等委員) 鳥取空港ビル株式会社 社外監査役	(注)5

- (注) 1. 取締役 本井稚恵氏の戸籍上の氏名は、久保田稚恵であります。
2. 当行は、常勤の監査等委員を2名選定しております。常勤の監査等委員を選定している理由は、取締役会以外の重要な会議への出席や内部監査部門等との連携、各種情報収集や報告の受領等により得られた情報を監査等委員全員で共有することを通じて、監査等委員会による監査・監督の実効性を高めるためであります。
3. 監査等委員 今岡正一氏は、公認会計士及び税理士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査等委員 足立珠希氏は、弁護士として法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査等委員 瀬古智昭氏は、弁護士として法務に関する相当程度の知見を有するとともに、公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 取締役兼務者以外の執行役員は次のとおりであります。

氏名	地位	担当
景山 英俊	常務執行役員	Nアライアンス戦略本部長、アセットコンサルティング
生田 博久	常務執行役員	DX推進本部長、リスク統括、IT統括
金谷 智文	常務執行役員	山陽営業本部長
吉川 栄司	常務執行役員	関西営業本部長
安田 譲	執行役員	IT統括部長
成相 昇	執行役員	石見営業本部長
田中 良和	執行役員	経営企画部長
吉岡 佐和子	執行役員	米子営業本部長
石橋 潤	執行役員	鳥取営業部長、鳥取法人部長
山内 秀洋	執行役員	米子支店長、米子法人部長
高橋 一成	執行役員	本店営業部長、本店法人部長
福田 朋之	執行役員	広島支店長

(2) 会社役員に対する報酬等

イ. 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の決定方針に関する事項

① 報酬等の決定方針の決定の方法

当行は、取締役会の諮問機関として指名・報酬委員会を設置し、経営陣の業績向上や中長期的な企業価値増大に向けたインセンティブとなる役員報酬制度を客観性・透明性の高いプロセスで構築し、経営戦略と合致した役員報酬制度の策定・維持・モニタリングを行っております。指名・報酬委員会では、役員報酬制度の基本方針、役位別の報酬水準、報酬に占める業績連動報酬・株式報酬の割合等を審議し、必要に応じて取締役会へ答申を行っております。取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬については取締役会が定める「取締役報酬規程」に基づき支給します。したがって、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬についての決定権限は、株主総会で決議された枠の範囲内において取締役会にあります。

当事業年度における取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬については、取締役会が指名・報酬委員会の答申内容に基づいて、規程の変更の要否を判断することとしております。

② 当該方針の内容の概要

当行の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬は確定金額報酬、業績連動報酬及び株式報酬からなり、役位に応じてそれぞれ支給しております。

③ 個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うと取締役会が判断した理由

個人別の報酬等の内容は、取締役会が定めた「取締役報酬規程」に基づき明確に算出されていることから、取締役会はその内容が方針に沿うものと判断しております。

ロ. 監査等委員である取締役の報酬等の決定方針に関する事項

① 報酬等の決定方針の決定の方法

監査等委員である取締役の報酬額総額については指名・報酬委員会が評価を行い、その結果について取締役会及び監査等委員会へ答申を行っております。監査等委員である取締役の報酬については、監査等委員会が定める「監査等委員報酬規程」に基づき支給します。したがって、監査等委員である取締役の報酬についての決定権限は、株主総会で決議された枠の範囲内において監査等委員会にあります。

事業報告

② 当該方針の内容の概要

当行の監査等委員である取締役の報酬は、客観性を重視する視点から、確定金額報酬のみとしており、常勤・非常勤の区分に応じて支給しております。

八. 取締役の報酬等の総額等

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報 酬 等	報酬等の種類別の総額		
			基本報酬 (確定金額報酬)	業績連動報酬	非金銭報酬等
取 締 役 (監査等委員である取締役を除く)	8名	270	117	104	47
監査等委員である取締役	6名	78	78	—	—
計	14名	349	196	104	47

(注) 1. 株主総会で定められた確定金額報酬の限度額は、取締役（監査等委員である取締役を除く）250百万円（うち社外取締役30百万円）、監査等委員である取締役85百万円であります。確定金額報酬については、2019年6月25日開催の第116期定時株主総会において決議しており、決議時点における取締役（監査等委員である取締役を除く）は8名（うち社外取締役3名）、監査等委員である取締役は5名であります。

2. 当行では、業績向上への意欲を高めることを目的に、取締役（監査等委員である取締役を除く）に対し、親会社株主に帰属する当期純利益（連結）に応じた業績連動報酬枠を下記のとおり設定しております。当行が、多様化・複雑化するお客様のニーズに適切に対応するためには、一層のグループ連携強化により、グループ会社の業績にも責任を持つことが重要であると認識しており、当該指標を業績連動報酬決定のための指標として採用しております。

なお、当事業年度における業績連動報酬の算定の基準となる親会社株主に帰属する当期純利益の実績額は16,800百万円となりました。

また、下記の業績連動報酬枠については、2021年6月22日開催の第118期定時株主総会において決議しており、決議時点における取締役（監査等委員である取締役を除く）は7名（うち社外取締役3名）であります。

事業報告

取締役（監査等委員である取締役を除く）の業績連動報酬枠（年額）

親会社株主に帰属する当期純利益（連結）	業績連動報酬枠（うち社外取締役分）
180億円超	119百万円（17百万円以内）
170億円超～180億円以下	112百万円（16百万円以内）
160億円超～170億円以下	105百万円（15百万円以内）
150億円超～160億円以下	98百万円（14百万円以内）
140億円超～150億円以下	91百万円（13百万円以内）
130億円超～140億円以下	84百万円（12百万円以内）
120億円超～130億円以下	77百万円（11百万円以内）
110億円超～120億円以下	70百万円（10百万円以内）
100億円超～110億円以下	63百万円（9百万円以内）
90億円超～100億円以下	56百万円（8百万円以内）
80億円超～90億円以下	49百万円（7百万円以内）
70億円超～80億円以下	42百万円（6百万円以内）
60億円超～70億円以下	35百万円（5百万円以内）
50億円超～60億円以下	28百万円（4百万円以内）
50億円以下	—

各取締役（監査等委員である取締役を除く）への配分については、上記の各業績連動報酬枠内の金額を、「取締役報酬規程」に基づき、下記の役位別係数を基準として比例配分する方法によっております。

役 位	業績連動報酬役位別係数
取 締 役 会 長	60
取 締 役 頭 取	60
取締役副頭取執行役員	50
取締役専務執行役員	40
取締役常務執行役員	35
取 締 役	30
社 外 取 締 役	12

3. 報酬等に含まれる非金銭報酬等は、株式報酬であります。

当行では、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬と当行の株式価値との連動性を明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主と共有することによる、中長期的な業績の向上及び企業価値の増大、ガバナンス意識の向上を目的に、株式報酬制度を導入しております。本制度のもと当行は、対象となる取締役等に対し当行が定めた役員株式給付規程に基づき、事業年度毎にポイントを付与し、取締役等の退任時に累計ポイントに応じた当行株式及び当行株式を退任日時時点の時価で換算した金額相当の金銭を給付します。株式報酬の限度額は、取締役（監査等委員である取締役を除く）分として年額100百万円（うち社外取締役分10百万円）としております。

株式報酬については、2019年6月25日開催の第116期定時株主総会において決議しており、決議時点における取締役（監査等委員である取締役を除く）は8名（うち社外取締役3名）であります。

株式報酬は「取締役報酬規程」に基づき、社内取締役（監査等委員である取締役を除く）に対しては行内で定めた役位の区分に応じ定められた枠内の金額を、社外取締役（監査等委員である取締役を除く）に対しては定められた枠内の金額を、それぞれ配分しております。

(3) 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
倉 都 康 行	<p>会社法第423条第1項の責任について、社外取締役がその職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときに限り、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、損害賠償責任を負担するものとしております。</p>
後 藤 康 浩	
本 井 稚 恵	
今 岡 正 一	
足 立 珠 希	
瀬 古 智 昭	

(4) 補償契約

該当事項はありません。

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
取 締 役 執 行 役 員 重 要 な 使 用 人	<p>会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D & O保険）契約を締結しており、保険料については全額当行が負担しております。</p> <p>当該保険契約では、被保険者が行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る法律上の損害賠償金及び争訟費用等が補償されます。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の犯罪行為や法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に対する損害等は補償対象外としております。</p>

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
倉 都 康 行	リサーチアンドプライシングテクノロジー株式会社 代表取締役 セントラル短資FX株式会社 社外監査役 株式会社国際経済研究所 シニア・フェロー
後 藤 康 浩	亜細亜大学都市創造学部 教授 一般社団法人全国石油協会 非常勤理事 フォスター電機株式会社 社外取締役 株式会社安藤・間 顧問 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構 (JOGMEC) 業務評価委員
本 井 稚 恵	—
今 岡 正 一	今岡公認会計士事務所 公認会計士・税理士 大黒天物産株式会社 社外監査役 PuREC株式会社 社外監査役
足 立 珠 希	足立珠希法律事務所 弁護士
瀬 古 智 昭	鳥取あおぞら法律事務所 弁護士・公認会計士 日本セラミック株式会社 社外取締役 (監査等委員) 鳥取空港ビル株式会社 社外監査役

- (注) 1. 倉都康行氏、後藤康浩氏、本井稚恵氏、今岡正一氏、足立珠希氏及び瀬古智昭氏は、東京証券取引所の規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。
2. 当行と上記の兼職先等との間には特別の関係はありません。

(2) 社外役員の子な活動状況

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言 その他の活動状況
倉都 康行	5年 9ヵ月	当事業年度開催の取締役会12回のすべてに出席しております。	<p>国際金融分野における専門的な知見と国内外での金融業務における豊富な経験を有し、地元出身者として当行の地域特性も熟知しております。専門的・実践的な視点からの当行経営全般に対する助言・提言、並びに客観的・中立的な立場での取締役会における意思決定機能、監督機能及び牽制機能を期待し、取締役に選任しております。</p> <p>同氏は、上記の専門的な知見等を生かし、当行の経営に対し、様々な角度からの確かな助言・提言を行い、取締役会における意思決定機能、監督機能及び牽制機能において重要な役割を果たしております。</p> <p>また、指名・報酬委員会の委員として、役員人事の決定プロセスの適正性の保持や役員報酬体系の決定・検証プロセスにおける重要な役割を果たしております。</p>
後藤 康浩	2年 9ヵ月	当事業年度開催の取締役会12回のすべてに出席しております。	<p>当行の地域特性を熟知する外部人材で、新聞社において海外総局駐在員、論説委員、編集局アジア部長、編集委員等を歴任し、また現任の大学教授として産業構造分析、アジア経済、日本企業の海外進出等の分野で専門的な知見を有しております。当行の健全性の維持、企業価値の向上のため、当行経営全般に対する助言・提言、並びに客観的・中立的な立場での取締役会における意思決定機能、監督機能及び牽制機能を期待し、取締役に選任しております。</p> <p>同氏は、上記の専門的な知見等を生かし、当行の経営に対し、様々な角度からの確かな助言・提言を行い、取締役会における意思決定機能、監督機能及び牽制機能において重要な役割を果たしております。</p> <p>また、指名・報酬委員会の委員として、役員人事の決定プロセスの適正性の保持や役員報酬体系の決定・検証プロセスにおける重要な役割を果たしております。</p>

事業報告

氏 名	在 任 間	取締役会への出席状況	取締役会における発言 その他の活動状況
本 井 稚 恵	1年 9ヵ月	当事業年度開催 の取締役会12回 のすべてに出席 しております。	<p>当行の地域特性を熟知する外部人材で、コンサルティング会社においてシニアマネージャー、エグゼクティブ・パートナーとして、多数のプロジェクトの責任者を務め、豊富な実務経験、専門的知見を有しております。また、女性の活躍を支援する活動にも力を注いでおり、多様性ある人材育成に関する知見・経験も豊富です。当行の健全性の維持、企業価値の向上のため、当行経営全般に対する助言・提言、並びに客観的・中立的な立場での取締役会における意思決定機能、監督機能及び牽制機能を期待し、取締役に選任しております。</p> <p>同氏は、上記の専門的な知見等を生かし、当行の経営に対し、様々な角度からの的確な助言・提言を行い、取締役会における意思決定機能、監督機能及び牽制機能において重要な役割を果たしております。</p> <p>また、指名・報酬委員会の委員として、役員人事の決定プロセスの適正性の保持や役員報酬体系の決定・検証プロセスにおける重要な役割を果たしております。</p>
今 岡 正 一	8年 9ヵ月	当事業年度開催 の取締役会12回 のすべてに、また、 監査等委員会16回 のすべてに出席して おります。	<p>当行の地域特性を熟知する外部人材で、公認会計士及び税理士としての財務及び会計に関する専門的知識と実務経験を有しており、中立的・客観的な視点で取締役の職務執行を監査・監督し、的確・適切な意見・助言を行うことを期待し、監査等委員である社外取締役に選任しております。</p> <p>同氏は、上記の豊富な経験や見識を生かし、当行の経営に対し、様々な角度からの的確な助言・提言を行い、取締役会における意思決定機能、監督機能及び牽制機能並びに監査等委員会における取締役の職務執行の監査・監督において重要な役割を果たしております。</p> <p>また、指名・報酬委員会の委員として、役員人事の決定プロセスの適正性の保持や役員報酬体系の決定・検証プロセスにおける重要な役割を果たしております。</p>

事業報告

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言 その他の活動状況
足立 珠希	7年 9ヵ月	当事業年度開催の取締役会12回のすべてに、また、監査等委員会16回のうち15回に出席しております。	<p>当行の地域特性を熟知する外部人材で、弁護士としての高い見識及び法令に関する専門的知識を有しており、中立的・客観的な視点で取締役の職務執行を監査・監督し、的確・適切な意見・助言を行うことを期待し、監査等委員である社外取締役に選任しております。</p> <p>同氏は、上記の豊富な経験や見識を生かし、当行の経営に対し、様々な角度からの的確な助言・提言を行い、取締役会における意思決定機能、監督機能及び牽制機能並びに監査等委員会における取締役の職務執行の監査・監督において重要な役割を果たしております。</p>
瀬古 智昭	2年 9ヵ月	当事業年度開催の取締役会12回のすべてに、また、監査等委員会16回のすべてに出席しております。	<p>当行の地域特性を熟知する外部人材で、弁護士及び公認会計士としての高い見識及び法令・財務・会計に関する専門的知識を有しております。その豊富な知識と実務経験を生かすことにより、取締役の職務執行を監査・監督し、的確・適切な意見・助言を行うことを期待し、監査等委員である社外取締役に選任しております。</p> <p>同氏は、上記の豊富な経験や見識を生かし、当行の経営に対し、様々な角度からの的確な助言・提言を行い、取締役会における意思決定機能、監督機能及び牽制機能並びに監査等委員会における取締役の職務執行の監査・監督において重要な役割を果たしております。</p>

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行からの報酬等の種類別の総額		
			基本報酬 (確定金額報酬)	業績連動報酬	非金銭報酬等
報酬等の合計	6名	58	39	13	5

(注) 銀行の親会社等からの報酬等はありません。

(4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

事業報告

4. 当行の株式に関する事項

(1) 株式数 発行可能株式総数 495,021千株
発行済株式の総数 156,977千株

(2) 当年度末株主数 24,730名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	16,676 ^{千株}	10.80 [%]
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	8,139	5.27
日本生命保険相互会社	4,076	2.64
山陰合同銀行従業員持株会	3,376	2.18
明治安田生命保険相互会社	3,050	1.97
住友生命保険相互会社	3,006	1.94
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	2,985	1.93
J P MORGAN CHASE BANK 385781	2,137	1.38
株式会社日本カストディ銀行（信託口4）	1,952	1.26
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	1,938	1.25

- (注) 1. 持株数等は千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
3. 持株比率は、自己株式（2,598,163株）を控除して算出しております。なお、控除する自己株式数には、株式給付信託（BBT）が保有する当行株式891,300株を含んでおりません。

事業報告

(4) 役員保有株式

	株式の交付を受けた者の人数	株式の数
取締役 (監査等委員であるもの及び社外取締役を除く)	1名	99,400株
社外取締役 (監査等委員であるものを除く)	—	—
監査等委員である取締役	1名	6,000株

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
EY新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 伊加井真弓 指定有限責任社員 小松崎謙	54	①報酬等に監査等委員会が同意した理由 監査等委員会は、公益社団法人日本監査役協会が公表している「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度の監査実績を分析し、会計監査人の職務遂行状況を評価したうえ、2023年度の監査計画における監査時間・配員計画、報酬見積の相当性などを確認・検討した結果、当該事業年度に係る報酬等は妥当であると判断し、会社法第399条第1項及び第3項に基づく同意を行っております。 ②会計監査人が対価を得て行う非監査業務の内容 ・TCFD移行リスクシナリオ分析に係るコンサルティング

- (注) 1. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 会計監査人に、当行及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は、64百万円であります。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 補償契約

該当事項はありません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

イ. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当行では、会計監査人がその職務上の義務に違反し、若しくはその職務を怠り、又は会計監査人としてふさわしくない非行があるなど、当行の会計監査人であることにつき支障があると監査等委員会が判断した場合には、監査等委員会は会社法第340条の規定により会計監査人を解任いたします。また、そのほか会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合や監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が必要であると判断される場合などには、監査等委員会は、会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

事業報告

ロ. 当行の重要な子会社のうち、山陰債権回収株式会社は当行の会計監査人以外の会計監査人である、山川博司公認会計士事務所山川博司氏の監査を受けております。

6. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

7. 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

8. 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

9. 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

10. その他

該当事項はありません。

第121期末 (2024年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
現預金	885,796	預金	5,935,623
現預金	46,778	当座預金	216,554
コ買金	839,018	普通預金	3,124,935
有価証券	4,012	貯蓄預金	44,989
国債	12,051	通知預金	90,729
地方債	4,993	定期預金	2,407,420
社債	1,558,229	その他預金	8
株券	227,905	譲渡性預金	50,985
債権	261,653	コ買金	306,743
の他	168,936	債券	44,665
の他	47,824	借入金	92,129
の他	851,908	借入金	552,000
の他	4,768,310	外債	552,000
の他	8,785	外国債	41
の他	81,437	未払外債	17
の他	4,236,202	未払外債	24
の他	441,884	未払法人税	69,426
の他	2,485	未払費用	2,832
の他	2,485	未払費用	3,402
の他	52,399	前払費用	2,546
の他	590	前払費用	0
の他	5,993	前払費用	8,415
の他	7,330	前払費用	4,401
の他	3,588	前払費用	47
の他	34,897	前払費用	451
の他	30,808	前払費用	47,329
の他	9,581	前払費用	897
の他	18,017	前払費用	8,361
の他	11	前払費用	418
の他	3,198	前払費用	168
の他	3,092	前払費用	785
の他	2,837	前払費用	2,015
の他	254	前払費用	12,765
の他	6,713	前払費用	7,026,043
の他	34,541	前払費用	20,705
の他	12,765	前払費用	15,516
の他	△42,960	前払費用	15,516
の他	△71	前払費用	312,675
の他		前払費用	17,584
の他		前払費用	295,090
の他		前払費用	143
の他		前払費用	246,829
の他		前払費用	48,118
の他		前払費用	△2,679
の他		前払費用	346,218
の他		前払費用	△42,807
の他		前払費用	1,434
の他		前払費用	2,251
の他		前払費用	△39,122
の他		前払費用	30
の他		前払費用	307,125
の他		前払費用	7,333,169
資産の部合計	7,333,169	負債及び純資産の部合計	7,333,169

第121期末 (2024年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	886,423	預 金	5,923,978
コールローン及び買入手形	4,012	譲 渡 性 預 金	306,743
買入金銭債権	13,889	コールマネー及び売渡手形	44,665
金銭の信託	4,993	債券貸借取引受入担保金	92,129
有価証券	1,558,741	借 用 金	563,602
貸 出 金	4,744,248	外 国 為 替	41
外国為替	2,485	そ の 他 負 債	78,393
リース債権及びリース投資資産	28,155	賞 与 引 当 金	948
そ の 他 資 産	67,907	退職給付に係る負債	8,706
有形固定資産	34,326	株 式 給 付 引 当 金	418
建物	10,807	役員退職慰労引当金	77
土地	19,910	睡眠預金払戻損失引当金	168
建設仮勘定	11	その他の偶発損失引当金	785
その他の有形固定資産	3,596	繰 延 税 金 負 債	20
無形固定資産	3,320	再評価に係る繰延税金負債	2,015
ソフトウェア	2,974	支 払 承 諾	12,779
のれん	85	負債の部合計	7,035,474
その他の無形固定資産	260	(純資産の部)	
退職給付に係る資産	8,411	資 本 金	20,705
繰延税金資産	34,614	資 本 剰 余 金	22,058
支払承諾見返	12,779	利 益 剰 余 金	322,070
貸倒引当金	△43,612	自 己 株 式	△2,679
投資損失引当金	△134	(株主資本合計)	362,155
		その他の有価証券評価差額金	△42,381
		繰延ヘッジ損益	1,434
		土地再評価差額金	2,251
		退職給付に係る調整累計額	1,125
		(その他の包括利益累計額合計)	△37,570
		新株予約権	30
		非支配株主持分	475
		純資産の部合計	325,089
資産の部合計	7,360,564	負債及び純資産の部合計	7,360,564

第121期 (2023年4月1日から2024年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		120,176
資金運用収益	76,086	
貸出金利息	51,819	
有価証券利息配当金	20,757	
コールローン利息及び買入手形利息	137	
預け金利息	1,402	
その他の受入利息	1,968	
役員取引等収益	17,262	
その他の業務収益	19,238	
その他の経常収益	7,589	
償却債権取立益	0	
その他の経常収益	7,589	
経常費用		95,449
資金調達費用	6,517	
預金利息	1,218	
譲渡性預金利息	14	
コールマネー利息及び売渡手形利息	2,759	
債券貸借取引支払利息	1,550	
借入金利息	37	
その他の支払利息	936	
役員取引等費用	4,663	
その他の業務費用	35,374	
営業経常費用	40,573	
その他の経常費用	8,320	
貸倒引当金繰入額	5,337	
その他の経常費用	2,982	
経常特別利益		24,727
固定資産処分益	232	251
段階取得に係る差益	19	
特別損失		308
固定資産処分損失	75	
減損	233	
税金等調整前当期純利益		24,669
法人税、住民税及び事業税		8,149
法人税等調整額		△291
法人税等合計		7,857
当期純利益		16,812
非支配株主に帰属する当期純利益		11
親会社株主に帰属する当期純利益		16,800

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月10日

株式会社 山陰合同銀行
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 伊加井 真 弓
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小松崎 謙
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社山陰合同銀行の2023年4月1日から2024年3月31日までの第121期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない

計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月10日

株式会社 山陰合同銀行
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 伊加井 真 弓
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小松崎 謙
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社山陰合同銀行の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社山陰合同銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判

断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第121期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、当行の内部監査部門その他内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、当行の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月10日

株式会社 山陰合同銀行 監査等委員会

常勤監査等委員 伊藤 信二 ㊟

常勤監査等委員 中村 真実子 ㊟

監査等委員 今岡 正一 ㊟

監査等委員 足立 珠希 ㊟

監査等委員 瀬古 智昭 ㊟

(注) 監査等委員 今岡正一、足立珠希及び瀬古智昭は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

(ご参考) トピックス

2023年度のサステナビリティの実現に向けた主な取り組み

サステナビリティレポート2023発刊

2021年11月、国内の地方銀行で初のサステナビリティレポートを作成しました。最新の取り組み状況を盛り込み、3回目となる2023年版を作成しております。詳細な情報は、当行のウェブサイトでご覧いただけます。

(2023年9月発刊)



<https://www.gogin.co.jp/ir/disclosure/sustainabilityreport2023/>

人的資本に関する取り組み

「人的資本経営品質2023（シルバー）」の認定

「人的資本調査2023」において、企業価値向上につながる人的資本経営の実践・開示を実施している企業として「人的資本経営品質2023（シルバー）」に認定されました。取組水準が高い上位10～15%の企業をゴールド・シルバーとして認定する制度で、ゴールド16社、シルバー19社が選定され、地方銀行では当行を含め2行が選出されました。(2024年2月)



令和5年度「なでしこ銘柄」への選定

女性活躍推進に優れた上場企業として、経済産業省と東京証券取引所が共同で実施する「なでしこ銘柄」に初めて選定されました。計288社の応募から27社が選出され、銀行業ではメガバンクを含む応募15行の中から、当行を含め2行が選出されました。地方銀行の中では、当行が唯一選出されました。(2024年3月)



取締役会のダイバーシティへの取り組み

このたびの株主総会において、新たに生え抜きの女性取締役1名、外国籍の社外取締役1名を選任する議案を提出しております。取締役会におけるダイバーシティを推進し、一層のガバナンス強化を図ってまいります。上記の取締役選任により、取締役会の構成における女性取締役は4名、構成比は30.7%となり、「2030年までに30%以上」とする政府目標を上回る予定です。

環境分野に関する取り組み

「TNFD Adopter」への登録および「TNFDフォーラム」への参画

山陰地方の金融機関として初めて、自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）の取り組みに賛同し、2023年9月に公表された開示提言（TNFD提言）の採用者（TNFD Adopter）として登録しました。同時に、TNFDに関連する情報の共有や枠組みの策定をサポートする組織であるTNFDフォーラムに参画しました。（2024年1月）

生物多様性のための30by30アライアンスへの参加

環境省が主導する「生物多様性のための30by30アライアンス」へ参加しました。生物多様性保全の取り組みを気候変動に並ぶ喫緊の環境課題の一つとして積極的に推進することで、持続可能な地域社会の実現に貢献してまいります。（2024年1月）



「GXリーグ」への参画／ごうぎんエナジーの取り組み

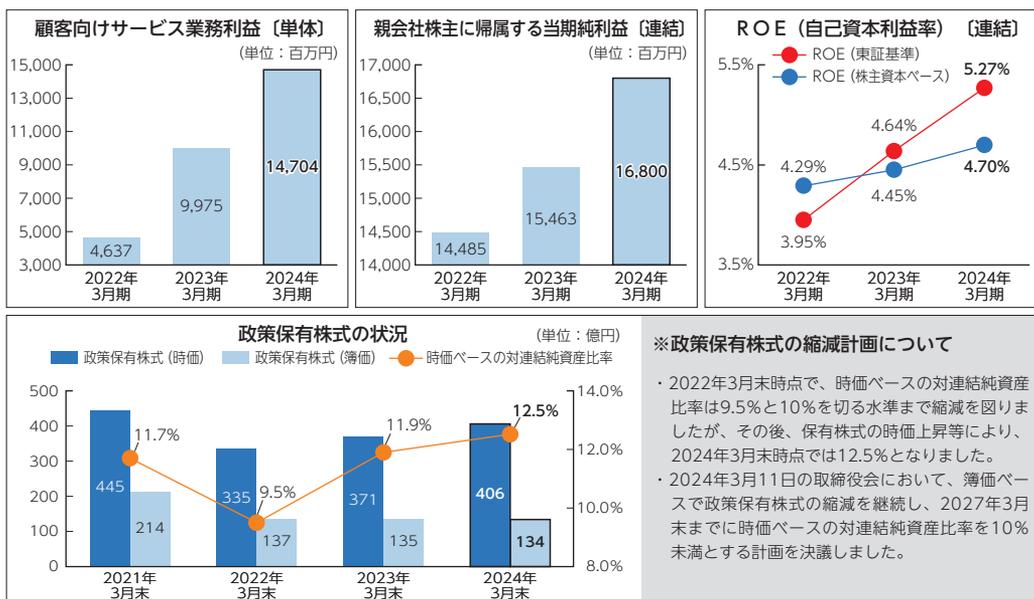


カーボンニュートラルの実現に向けた経済社会システム全体の変革を目指して、経済産業省主導で設立された「GXリーグ」へ参画しました。（2024年3月）

当行は2021年12月にカーボンニュートラル達成に向けた中長期的な削減目標を設定し、サステナブルファイナンスの取り組みやごうぎんエナジー(株)による再生可能エネルギー発電事業への参入など、地域の脱炭素社会の実現に向け積極的に取り組んでおります。

※ごうぎんエナジー(株)は、2024年3月末時点で、通算22件のPPA事業を契約し、着実に取り組みを進めております。

業績ハイライト



新中期経営計画の策定

中期経営計画（2024年度～2026年度）を公表しました。（2024年2月）
 詳細は以下よりご確認ください。

<https://www.gogin.co.jp/about/corporation/midtermplan/>



経営理念体系と10年後に目指す姿

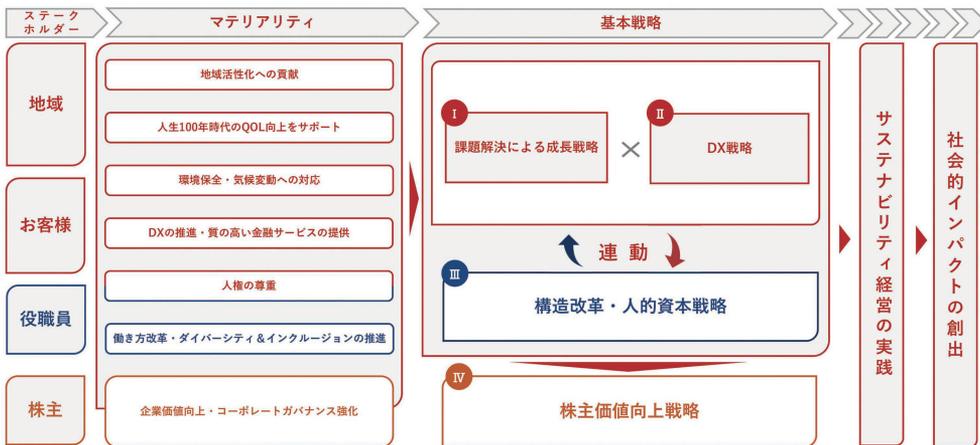
経営理念・長期Visionの実現に向け、10年後に目指す姿を設定

その達成に向けて、新中期経営計画ではROE^{※1}6%以上、当期純利益^{※1}235億円を目指す



新中期経営計画の全体像

基本戦略によりマテリアリティの解決に貢献することで持続的成長を遂げ、**社会的インパクトの創出**を目指す



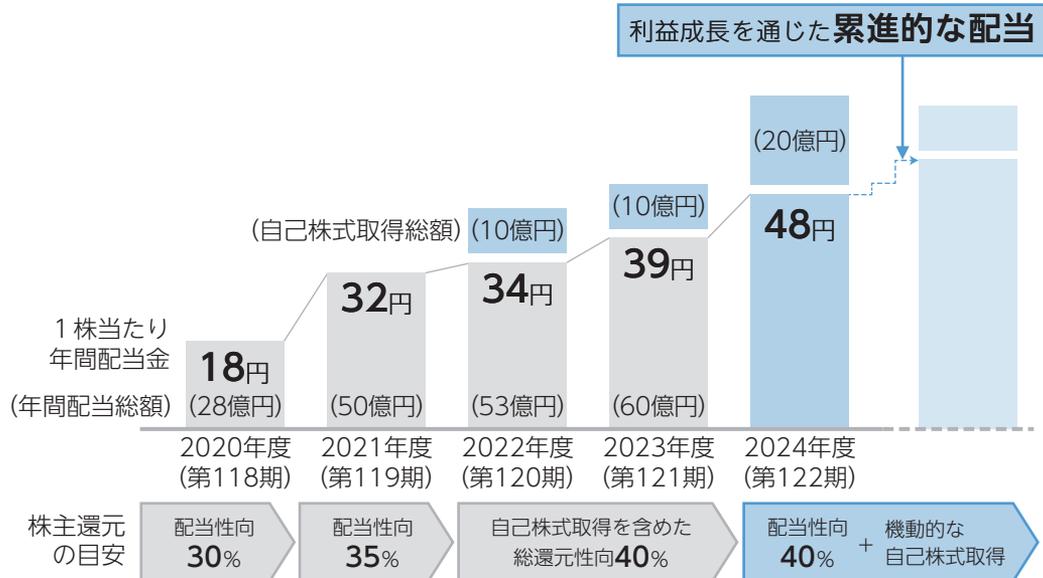
株主還元の充実（2023年度より累進配当を導入）

当行では、利益成長を通じて株主の皆様により一層の利益還元を行っていくため、株主還元の実践に向けた取り組みを進めております。

- 業績連動配当基準を廃止し、**累進配当※を導入**（2023年5月）
※累進配当とは原則として減配せず、利益成長とともに増配を行う配当政策。
- 2023年度の期末配当予想を上方修正（2024年2月）
期末配当予想を18円から21円に上方修正し、年間配当予想を39円としました。
- 2024年度より利益還元方針を変更
利益還元の目安を、自己株式取得を含めた総還元性向40%から配当性向40%に変更しました。別途、自己株式取得は機動的に実施してまいります。
- 総額20億円の自己株式取得を決定（2024年5月）

株主還元方針

地域金融機関としての役割と使命を遂行するため、内部留保の充実を図りつつ、株主の皆様への積極かつ安定的な利益還元を実施していくことを基本方針とします。配当性向は40%とし、利益成長を通じた累進的な配当を行いつつ、業績や資本の状況、株価を含む市場環境等を踏まえ、機動的に自己株式を取得してまいります。



- (注)・2023年度の年間配当金は期末配当金が第121期定時株主総会で承認された場合の金額。
・2024年度の年間配当金は配当予想の金額。自己株式取得総額は、2024年5月13日付取締役会で決定した取得価額の総額（上限）。

株主総会会場ご案内略図

会場

島根県民会館（大ホール）

島根県松江市殿町158番地 電話 (0852) 22-5506



交通のご案内

- J R 松江駅より 最寄バス停「県民会館前」バス停下車
- 一畑電車松江しんじ湖温泉駅より 徒歩 約15分
最寄バス停「県民会館前」バス停下車

ご来場株主様へのお土産はありません。



地球環境を考え、
植物油インキを
使用しています。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。